

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進と感染対策を講じた上でのサービス提供の維持に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による亡くなられた方の火葬等についてのガイドライン（「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。））について、令和 5 年 1 月 6 日付けで別添のとおり改正されたのでお知らせします。

高齢者施設等におかれましては、ガイドラインの改正内容について御了知いただくとともに、配置医師や協力医療機関等の関係者とも共有していただきますようお願いいたします。

改正内容の主なポイント

- 御遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の御遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はない。
（ただし、解剖後の御遺体等、体液漏出のリスクがある場合は納体袋を使用）
- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の御遺体は通常の御遺体と同様に取り扱うことができ、御遺体への特別な感染対策は不要。

【本通知の掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4852)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)